

かながわ文化芸術振興計画

(平成 26 年度~平成 30 年度)

平成 26 年 3 月

~文化芸術の「継承」「創造」「発信」により、人々を引きつける、かながわへ~

神奈川には、武家政権発祥の地・鎌倉、東海道の要所・箱根、近代日本開国の地・横浜をはじめ、ユネスコ無形文化遺産のチャッキラコなど漁村文化を有する三浦・城ヶ島、江戸時代に「大山講」で賑わった大山街道、平安時代に相模の国府が置かれた大磯など、歴史や文化に彩られた地域が数多くあります。また、人形芝居や地域固有の舞踊など、さまざまな伝統文化が先人から受け継がれ、県民共通の貴重な財産としてはぐくまれています。

このような豊かな文化的風土の下で、神奈川県では早くから文化施設の整備や先進的な文化事業の取組みを進めてきました。平成 20 年には、文化芸術活動の一層の充実と文化資源を活用した地域づくりを進めるため、文化芸術振興の基本理念となる神奈川県文化芸術振興条例を制定し、平成 21 年に、総合的な目標や施策の方向性を示す「かながわ文化芸術振興計画」を策定しました。

この計画のもと、平成23年に神奈川発の舞台芸術作品を創造発信する拠点として、神奈川芸術劇場(KAAT)を開設し、平成24年には、神奈川の文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域の賑わいを創出する「マグネット・カルチャー」、いわゆる「マグカル」の取組みを始めるなど、文化芸術の振興に努めてきました。

この間、東日本大震災の発生や、東アジアとの交流がより重要性を増していく情勢の中で、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が制定され、文化芸術のもつ力が改めて認識されるとともに、2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まるなど、文化芸術振興の機運がますます高まっています。

こうした文化芸術を取り巻く状況の変化や、これまでの取組みの課題を踏まえ、このたび、「かながわ文化芸術振興計画」を改定し、新たに5つの重点施策を打ち出しました。

計画の改定に当たりましては、神奈川県文化芸術振興審議会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様、また県内市町村や文化芸術団体の関係者の皆様から貴重なご意見やご提言をいただきました。改めて、皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

今後は、この計画に基づき、文化芸術の振興をより一層進め、神奈川が県民の皆様をは じめ広く国内外の人々を引きつける県となるよう取り組んでまいります。引き続き、皆様 の温かいご理解とお力添えをお願いいたします。

平成 26 年 3 月

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

目 次

第1部	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	1 改定の経緯
	2 前計画との比較
	3 計画の性格
	4 計画期間
	5 対象とする「文化芸術」の分野
	6 県の役割
	7 進行管理
第2部	文化芸術を取り巻く状況の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	1 東日本大震災を契機とした文化芸術の役割の再認識
	2 文化交流を通じた東アジアの都市間連携の必要性
	3 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(劇場法)の制定
	4 東京の文化芸術拠点、交通網の整備の強化
	5 文化振興拠点施設の状況
第3部	今後の課題と取組み(重点施策)・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用
	2 次代を担う子ども・青少年の文化芸術活動の充実
	3 国際文化交流の充実
•	4 文化芸術事業の発信力の強化(マグカルのブランド力の向上)
	5 文化芸術の振興を図るための環境整備
((参考)前期計画期間の取組み状況に対する評価(神奈川県文化芸術振興審議会意見)
第4部	施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	<施策体系図>
	<施策体系>
	1 県民の文化芸術活動の充実
	2 文化資源を活用した地域づくりの推進
	3 文化芸術の振興を図るための環境整備
第5部	神奈川の文化芸術振興の歩みと展開・・・・・・・・・・・・・・・・・19
	1 先進的な施設整備と多様な文化事業の展開
	2 文化施設の運営主体をめぐる動き
	3 文化芸術振興に係る基本理念の浸透を図る体制づくり

第6	部	3	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・25	
		1	市町村	
	2 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者			
	3 文化芸術団体			
		4	学校	
		5	事業者	
		6	国及び他都道府県	
<	参	<u></u>	考 資 料 >	
			国民生活に関する世論調査」(平成 25 年 6 月内閣府実施)・・・・・・・・・・2 9	
		本	県の平成 25 年度学校基本調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 0	
		本	県の年齢(各歳・5歳階級)別、男女別人口(平成25年1月1日現在)・・・・・・31	
		平	成 23 年「社会生活基本調査」都道府県、趣味・娯楽の種類別行動者・・・・・・・3 2	
		本	県の「NPO法人の活動分野等の状況」(平成 26 年 1 月 31 日現在)・・・・・・・3 4	
			公共施設状況調査」市町村立公会堂・市民会館等の設置状況	
			昭和 63 年度、平成 23 年度) **********************************	
			0 1 0 年度メセナ活動実態調査 ・・・・・・・・・・・・・・3 6	
		平	成 24 年度県民ニーズ調査「神奈川の文化芸術」の概要・・・・・・・・・・・・3 7	
		-	内市町村における子ども・青少年を対象とした	
			化芸術の鑑賞機会や体験機会調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 5	
			化芸術振興基本法(平成 13 年法律第 148 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0	
			場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)・・・・・・・・・5 4	
		劇	場,音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針・・・・・・・・・・5 7	
		神	奈川県文化芸術振興条例(平成 20 年神奈川県条例第 33 号) · · · · · · · · · · · · 6 3	
		神	奈川県文化芸術振興審議会規則(平成 20 年神奈川県規則第 65 号)・・・・・・・・・6 6	
		神	奈川県文化芸術振興審議会委員・専門委員名簿(平成 26 年 3 月現在)・・・・・・・6 7	
			奈川県文化芸術振興審議会 審議経過·························68	
			画改定に係る諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 9	
			奈川県文化芸術振興審議会答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		県	民参加の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 3	